様式第1号

ふなばし健康宣言事業所制度申請書（新規・更新）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

船橋市長あて

ふなばし健康宣言事業所制度実施要綱（以下、要綱）を確認のうえ、ふなばし健康宣言事業所制度の登録について申請し、事業所の健康づくりを推進することを宣言します。

１．事業所情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  事業所名 | |  | | | | | |
|  | | | | | |
| フリガナ  代表者 氏名 | |  | | | | | |
|  | | | | | |
| 事業所所在地 | | 船橋市 | | | | | |
| メールアドレス | |  | | 従業員人数 | |  | |
| 電話番号 | |  | | FAX | |  | |
| 業種 | | 卸売り　小売り　宿泊　飲食　医療　福祉　建設  製造　不動産業　運輸　金融　情報通信　保険  サービス業　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 担当者  情報 | | フリガナ  職・氏名 |  | | | | |
|  | | | | |
| 所属 |  | | | | |
| メールアドレス |  | | | | |
| 電話番号 |  | | FAX | |  |
| その他 | 経済産業省の健康経営優良法人に認定されたことがある。  （直近の認定年度：　　　　年度） | | | | | | |
| 事業所ＰＲ | 船橋市ホームページで情報公開をするにあたり、健康宣言をご記入ください。  例）ふなばし健康ポイントの企業グループ登録に参加し、全員の歩数平均が８，０００歩を超えるように頑張ります！  【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 | | | | | | |

２．申請要件確認

|  |
| --- |
| **要綱第４条　申請要件について（すべてにチェックが必要）**  事業所の所在地が市内である。  代表者の他に従業員が１名以上いる。  暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらの者と関係を有していない。  市税を滞納していない。  市のホームページ等に事業所情報が掲載されることに同意する。  登録後、社内外に「ふなばし健康宣言事業所」であることを発信する。 |

【事業所内で実施する健康づくりの取り組み内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録期間中に組織で重点的に実施する健康づくりの取り組み内容を（１）～（７）の中から２つ以上選択してチェックしてください。 | | |
| (１)健診や特定保健指導の受診率向上 | ①特定健康診査や健康診断の受診率向上  ②特定保健指導の実施率向上  ③がんや歯科など各種検診の受診率向上  ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| (２)食生活の改善 | ①１日野菜摂取量３５０g以上の推進  ②ベジファーストの促進  ③ふなばしＭＯＲＥベジ協力店の利用促進  ④定期的なベジチェックの実施  ⑤減塩の推進  ⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| (３)運動と身体活動の推進 | ①ふなばし健康ポイントの参加者数および歩数の増加促進  ②階段の利用促進  ③職場での定期的なラジオ体操の実施  ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| (４)喫煙対策の推進 | ①喫煙率低下への取り組み  ②受動喫煙の対策  ③その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| (５)メンタルヘルス対策の推進 | ①ストレスチェックの実施  ②ゲートキーパー研修の実施  ③ワークエンゲージメント調査の実施  ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| (６)労働環境の整備 | ①ノー残業ＤＡＹの日の設定  ②時間外労働の減少への取り組み  ③有給休暇の取得日数増加への取り組み  ④社内のコミュニケーションの促進  ⑤ハラスメントの抑制の促進  ⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| (７)その他 | ①定期的な健康セミナーや講座の開催  ②かかりつけ歯科医を持つことの推奨  ③職場内で歯磨きができる環境の整備と、食後の歯磨きの推進  ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

ふなばし健康宣言事業所制度の詳細については、船橋市ホームページ「【市内企業・事業所向け】船橋市地域・職域連携推進連絡協議会「ふなばし健康宣言事業所制度」」を必ずご確認ください。